平成２１年（フ）第３０９号
岐阜県各務原市鵜沼大伊木町４丁目277番地
債務者　坪根　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３３３号
岐阜市加納東丸町１丁目15番地
債務者　横山　昭弘
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１７２８号
名古屋市北区志賀町５丁目１番地　市営東志賀荘２棟136号
債務者　加藤　三郎
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７２９号
名古屋市北区中切町６丁目10番地の２　市営中切荘201号
債務者　加藤　　勉
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８２５号
名古屋市瑞穂区大喜新町４丁目29番地
債務者　青木　麻美（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５７８号
愛知県春日井市柏井町４丁目57番地
債務者　伊藤　　亮
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６０３号
名古屋市中村区塩池町３丁目６番28号　センチュリーハイツ塩池３Ａ号
債務者　志自岐久美子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６３９号
名古屋市北区志賀本通２丁目41番地志賀本通ハイツ５Ｃ号
債務者　津谷　久恵
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７０２号
名古屋市緑区東神の倉３丁目202番地
債務者　鳥原　絹代
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７１５号
名古屋市昭和区安田通４丁目９番地　白木ビル４Ｂ号
債務者　豊岡　眞弓
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８７６号
名古屋市昭和区川名町４丁目14番地の２　近藤マンション202号
債務者　鬼頭美津江
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４７６号
広島市南区宇品御幸４丁目12番５―102号
債務者　お好み焼きみねちゃんこと　峯川　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６１８号
広島県安芸郡坂町平成ヶ浜３丁目４番34―1006号
債務者　浜先　友美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６６３号
広島市東区牛田新町２丁目５番１―308号
債務者　宮崎　　瞳（旧姓鬼塚）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６７号
福岡県久留米市山川町1349―15岡ハイツ202、住民票上の住所福岡県久留米市田主丸町田主丸1226番地１
債務者　アイディックこと　永松　孝之
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３６８号
福岡県久留米市山川町1349―15岡ハイツ202、住民票上の住所福岡県久留米市田主丸町田主丸1226番地１
債務者　永松　直子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１１４６号
福岡県遠賀郡岡垣町旭台４丁目21番14号
債務者　岩下　悦雄
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１６２号
北九州市小倉北区板櫃町２番12号
債務者　永松　　真
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部